

山田廣弁護士作成の「意見書」への所感を含む『刑法39条でいう心神喪失規定により不起訴となった場合の、特に犯罪被害者がおかれる問題と、必要と考えられる支援のあり方』についての意見

2016、10、1 本田信一郎

1、〈危機介入・直接支援〉の欠如

先ず確認、検証すべきは、①北海道警察「被害者対策室」、②北海道「被害者支援条例」、③札幌市を始めとする行政機関、④「北海道犯罪被害者相談室」が、木村邦弘氏ら遺族に対して〈危機介入と、それに続く直接支援〉をなんら行っていない事実を確認し、初動段階から被害者の権利（特に被害から回復する権利・知る権利）がないがしろにされたという問題を検証すべきである。

日本の「危機介入」の場合にその支援行為を行うのは警察となるが、過去の例を見ると、道警の介入判断には不明瞭なものがあり、事件（犯行）態様による何らかの《選別》が行われていると思わざるを得ない。

また、公安委員会指定、犯罪被害者早期援助団体であるはずの「被害者相談室」は、「直接支援」が期待されるものの、この点で全く機能していない。

これらの総体的にお粗末な現状そのものに警鐘を鳴らす必要があるが、その中においても検証すべきは、関係者の認識や意識に「精神障害者による犯罪は事件にならないから被害者もいない」という、予断と偏見による《選別》が刷り込まれている可能性である。

それは、検察の不起訴判断を待つまでもなく「かわいそうだけど仕方ない」という、被害者の尊厳そのものを否定するような考えを持っているのではないかという疑いに近い。

「危機介入・直接支援」の重要さは言を待たないが、改めて北海道の総体的な状況と、支援に関わる専門家らの認識と意識を検証すべきであるし、そのうえで《専門家の教育を主とする具体的な改善策》を提言すべきである。

付記すれば、いわゆる専門家（上記の組織に加え、マスコミ、弁護士、刑務官、保護司、医師なども含む）の適切な理解があつてこそ、被害者の二次・三次被害の軽減、ひいては加害者の社会復帰の円滑な推移が図られる。

つまり、専門家は被害者、加害者双方の社会との結節点であることを再認識することは、法的課題の改善と並行して行われるべき重要な問題である。

2、「法的早期検討課題」について

山田弁護士の「意見書」に賛同したうえで、〈早期に検討すべきと考える課題〉を時系列的に列挙する。

① 「遺族よりも先にマスコミが知っていた」という、これまで幾度も繰り返された状況の改善。

※警察による早期の〈事実の報告を基にした丁寧な説明（危機介入）〉の徹底（もちろん同時に、一般的な司法手続きの説明、各種支援機関・制度の紹介も）

② 「検察は被害者と共に泣く」ための前提は、被害者への十分な情報提供による質疑応答から被害者の心情を把握すること。

※「知る権利」拡充のため①〈捜査情報（事件記録）の全面開示〉・②〈鑑定医からの直接説明〉・また、被害者が求めた場合に③〈加害者本人、近親者、及び、入院、加療中の場合は病院関係者らへの質問の機会（面談、文章のやり取りなど）の確保〉を行う。

③ 重大な問題は〈不起訴〉決定により、被害者の「司法（刑事裁判）に参加する権利」が失われてしまい、事実の解明・名誉の回復・適正な刑罰への希求が遮断されることにある。

※「不起訴」決定後、「医療審判」に関わる裁判官、検察、弁護士に対し①〈心情、意見表明〉、②〈処遇決定に対する要望〉を行う。（また上記①－③の内の「加害者本人との面談等」はこのタイミングも考えられる）

さらに、「医療審判」で処遇決定後に同法廷で③被害者からの〈処遇内容についての要望〉を協議し、4者で確認する（被害を与えたことについての反省と理解が社会復帰への第一歩とすれば、例えば〈自発的に被害者の月命日に手紙を書く等の具体的行為を設定し、関係者はそれを本人が履行するようサポートする〉等が考えられる。また、医療関係者や保護観察官の経過報告が詳細に行われることはもちろんだが、加害者からの自発的で直接的な行為は、被害者のみならず関係各所と社会を結ぶ糸になり得る）

3、「法的長期検討課題」について

① 「補償制度」の早期創設を望むことに変わりはないが、あえて議論すべき事柄として挙げておきたいことは。

※「被害者に何ら帰責性がなく、加害者の責任能力が問えないという理由で不起訴となった殺人・傷害といった重大な他害行為」に於いては、その不起訴判断は国にあり、それによって被害者が現実的に損害賠償請求先を失うことは国の責任と考えられる。

だとすれば、例えば被害者の申請により「犯罪被害給付金」が裁定された時点で、《その金額の内の一定額を上乗せする条項》を加えることは可能ではないか。

これは、決して犯罪（事件態様）の「選別」ではなく、「地下鉄サリン事件」のオウム真理教が支払うべき賠償金を一部国が肩代わりしたように、被害者救済による公共の秩序維持という観点から発想できる。

② 「刑法 39 条」の存廃については尚、考察と議論が必要だが、現時点で「心神喪失規定」の必要性は薄れているのではないか。

※「加害者の人権擁護」のための錦の御旗として捉えられた時代から、今は「障害者の裁判を受ける権利を奪っている」という論調が広がりを見せている。極端に言えば、検察の「責任を問えない」という判断の真意は「裁判で負けるわけにはいかないから」であり、それは「真相解明と加害者への働きかけ（障害者を理解しようとする）を放棄している」と見る向きもある。

被害者にとって（すなわち社会にとって）、裁判での事実認定にこそ意味がある。

それがなければ、加害者も含めた社会の次のスタート位置は決めることができない。

被害者、加害者、双方の救いは社会との接点を持ち続けることであって、社会の救いはその接点を手掛かりにして、「社会の産物」である犯罪を無くす道筋を探せることにある。